

別表

第3条関係：1会員当たりの助成台数

会員に対する会費請求台数	助成台数
50台以下	10台(15台)
51台以上	20台(30台)

()内はGマーク取得事業者の助成台数

天然ガス車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

区分	助成額	内 訳			
小型	122,000円	全ト協	122,000円	埼ト協	-
中型	459,000円	全ト協	459,000円	埼ト協	-
大型	1,000,000円	全ト協	1,000,000円	埼ト協	-

ハイブリッド車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

区分	助成額	内 訳			
小型	193,000円	全ト協	97,000円	埼ト協	96,000円
中型	670,000円	全ト協	335,000円	埼ト協	335,000円
大型	1,000,000円	全ト協	600,000円	埼ト協	400,000円

電気車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

車種	助成額	内 訳			
小型	600,000円	全ト協	300,000円	埼ト協	300,000円

燃料電池車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

車種	助成額	内 訳			
小型	600,000円	全ト協	300,000円	埼ト協	300,000円

電気車、燃料電池車においては、中小企業のみ対象

1会員当たりの助成台数並びに助成金額

1会員からの申請数が、交付要綱第3条3に定める年度毎の助成台数を超える場合は、全ト協分については、全ト協の定めた額を全ト協の予算の範囲内で助成するものとする。埼ト協分については、助成はないものとする。